

時間外労働の上限規制 中小企業は4月から

平成30年6月に成立した「働き方改革関連法」の中で、時間外労働の上限規制について、中小企業においても今年4月より施行されますので、お知らせします。

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。

このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

◇労働基準法における労働時間の定め

- (1) 時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。
- (2) これまで、時間外労働の上限は大臣告示によって基準が設けられていました。
 - ・これまで、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって、上限の基準が定められていましたが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結すれば、限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能でした。

◇改正内容 (大企業：2019年4月から、中小企業：2020年4月から)

- (1) 時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。

さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられます。

 - ・今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間（1年単位の變形労働時間制の場合、月42時間・年320時間）となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
 - ・臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - ①時間外労働が年720時間以内
 - ②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ③時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
 - ⑤上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。
- (2) 上限規制の施行に当たっては、経過措置を設けています。
 - ・施行に当たっては経過措置が設けられており、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。中小企業においては、2020年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。

雇用保険料 4月から64歳以上も徴収開始

平成29年1月1日より、雇用保険被保険者の適用範囲が拡大され、現在は65歳以上の方についても年齢に関係なく、雇用保険の適用対象者となっています。

また、被保険者には、雇用保険料がかかりますが、64歳以上の被保険者については、保険料が免除されています。

しかし、平成31年度（令和2年3月分）で免除措置が廃止となるため、令和2年4月分の給与計算から、すべての被保険者について、雇用保険料を徴収することとなります。

4月分の給与計算時にご注意ください。

【現行】保険年度の初日（4/1）において、64歳以上の被保険者については、免除対象高齢労働者として、雇用保険料が免除となる

↓

【改正後】免除措置が廃止となり、令和2年4月分より雇用保険料が徴収となる

今年のサラリーマン川柳

第一生命保険株式会社は、毎年恒例となっている「第33回第一生命サラリーマン川柳コンクール」傑作100選の結果を発表しました。

この中から投票により、今後ベスト10が選ばれますが、今月のラコン通信では、傑作100選の中から仕事環境や人事労務に関する川柳を選んでみました。

昨年の第1位は、「五時過ぎた カモンベイビー USA（うさ）ばらし」でしたが、今年はどうな川柳が選ばれるのでしょうか。

- ・割勘も 新入社員は ペイです
- ・定年後 孫のお迎え 本業に
- ・話聞け！ スマホいじるな！「メモですが」
- ・「早よ、帰れ！」 言ってる上司が 帰らない
- ・これセーフ？ 部下への言葉 ググる日々
- ・AIに 引き継ぎするのが 大仕事
- ・定年や 辞めるに辞めれぬ 2000万
- ・パソコンを 上司に教え 日々多忙
- ・長時間 会議で決めた 時短案
- ・欠点を 個性と言い張る 新社員
- ・部下のため 言ってる奴ほど 俺のため
- ・もうアラフォー 新卒続かず まだ若手
- ・メモを取れ 言えばスマホを 部下が出し
- ・AIを 部長と呼ぶ日が すぐそこに
- ・会議では 令和最初が 定型文
- ・できる人 昔残業 今休暇
- ・部下休む インスタ上では 元気そう
- ・紙減らせ その指示がまず 紙で来る



☆ 年次有給休暇の5日取得については、すべての企業において昨年4月に施行され、間もなく1年が経とうとしています。みなさんの対応状況はどうでしょうか？

☆ 今年も6月10日（水）に労働法講演会を開催させていただきます。

毎年2月初旬から、どのような内容で、どのような講演会にしようか、職員全員で会議を行い、準備を進めています。講演会の詳細は、来月号でお知らせします。

鉛筆子